

## 白岡市手数料条例の一部を改正する条例の概要

### 1 改正の理由

建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正並びにコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から証明書等を交付する自動交付サービスの導入に伴い、手数料を新たに定めるなどの必要が生じたため、本条例の一部を改正するものである。

### 2 改正の概要

#### (1) 別表第34号及び第43号関係

##### 【建築基準法】

応急仮設建築物等として存続期間等の延長を可能とする建築基準法第85条第5項及び同法第87条の3第5項が新設され、項ずれが生じたため改正を行う。

#### (2) 別表第47号及び第49号関係

##### 【長期優良住宅の普及の促進に関する法律】

建築行為が伴わない既存住宅を長期優良住宅として認定する長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項及び第7項が新設されたため、当該認定及び変更認定に要する手数料を追加する。

#### (3) 別表第77号関係

個人番号カードを使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を自ら操作して証明書等を取得する自動交付サービスの導入に伴い、多機能端末機による住民票の写しの交付手数料を追加するとともに、「住民票の写しの除票」及び「戸籍の附票の除票」の位置づけを明確化する。

#### (4) 別表第79号関係

個人番号カードを使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を自ら操作して証明書等を取得する自動交付サービスの導入に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書交付手数料を追加する。

### 3 施行期日

- (1) 建築基準法に関する一部改正については、公布の日から施行する。
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する一部改正については、令和4年10月1日から施行する。
- (3) 別表第77号及び第79号については、令和5年2月1日から施行する。